○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)(本則関係) ○独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成十七年法律第八十二号) (附則第四条関係)・・・・・・・・・

29

1

$\overline{}$
傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)(目的)	第一章 総則	1 第一章 総則(第一条—第三条) 第二章 総則(第一条—第三条) 第二章	改正案	
促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)(目的)	(新設)	(新報)	現 行	

の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の

(定義)

この 法律に お V 7 住住 宅 確 保 要 配 慮 者」 لح は 次 0 各 号 0)

その収入が国土交通省令で定める金額がれかに該当する者をいう。

□ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号れた同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生したれた同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者 目において住所を有していた者 において居住していた者又は災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用さ 高齢者 災害(発生した日から起算して三年を経過していなその収入が国土交通省令で定める金額を超えない者 いも のに

四三

に規定する障害者

Ŧī. 間にある者をいう。)を養育している者 子ども(十八歳に達する日以後の最初の三月三十 日 まで \mathcal{O}

2 に該当する賃貸住宅をいう。この法律において「公的賃貸住宅」とは、 ものとして国土交通省令で定める者 前各号に掲げるもののほか、 住宅の 確 保に 次 の各号 特 に 配 0 慮 を 1 ず 要す れ カコ

社」という。 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関すい。)が整備する賃貸住宅独立行政法人都市再生機構又は地方住 宅 供 給 公 社 以 下 公公

宅」という。) 定管理期間が経過したものを除く。 規定する特定優良賃貸住宅(同法第 第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。 を除く。以下単に「特定優良賃貸住(同法第十三条第一項に規定する認良賃貸住宅法」という。)第六条にの促進に関する法律(平成五年法律

> 図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与するこことにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定める とを目的とする。

第二条 (定義)

に該当する賃貸住宅をいう。 この法律において「公的賃貸住宅」とは、 次の各号の 1 ず れ

(略)

賃貸住宅 独立行政 法 人都 市 再 生機 機構又は 地方住 宅供 給 公社 が整備 する

条第五 元十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅(同法第十三特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律 一項 に規定する認定管理期間が経過したものを除く。)

2 兀

3

(都道府県賃貸住宅供給促進計画) (都道府県賃貸住宅供給促進計画) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	供給促進計画 第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅	3~6 (略) ころう (略) ころう (略) ころう (略) ころう (を定の供給の促進に関する重要事項 での基本的な事項 での基本的な事項 このではか、住宅確保要配慮者に対する賃貸 での基本的な事項 こう (略) こう (略) こう (では) での (では) では) での (では) での (で	本的な事項	保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	第二章 基本方針
(新設)	(新設)	3~6 (略) する重要事項 での他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関 一その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関(新設)	(新設) する基本的事項 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関る基本的事項 二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関す	(新設) (新設) とは、次に掲げる事項を定めるものとする。 との (略) (基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (基本方針) (基本方針)	(新設)

一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又村に協議しなければならない。この場合において、第五十一条第措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な ればならない。 保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなけ地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該住宅確 て「地域住宅特別措置法」という。)第五条第一項の規定によりする特別措置法(平成十七年法律第七十九号。第五十二条においは地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関 るときは、あらかじめ、インターネット 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促 インターネットの利用その他 賃貸住宅供給促進計画を作成 他の国土交通 成しようとす

9 都道府県は、 都道府県賃貸住宅供給促進計

及び当該都道府県の区域内の 遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、 市町 対にその写しを送付しなければ、努めるとともに、国土交通大臣と供給促進計画を作成したときは

10 の変更について準用する。第四項から前項までの問 規定は、 都道府県賃貸住宅供 給 促 進 計 画

(新設)

(市町村賃貸住宅供 給促進計 画

2 第六条 載するものとする。
・ 市町村賃貸住宅供給促進計画においては、給促進計画」という。)を作成することがで る賃貸住宅の供給の促進に関する計画(以下「市町村賃貸住宅供に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対す成されている場合にあっては、都道府県賃貸住宅供給促進計画)作、基本方針(都道府県賃貸住宅供給促進計画が作)を作成することができる。 次に掲げる事項を記

住宅の供給の目標――当該市町村の区域内における住宅確保要配 慮者に対する賃貸

前号の 目 標を達成するために必要

する事項
住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関

- 口 関する事 住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に
- 計画期間 配 |慮者が入居する賃貸住宅 0 管 理 0 適 正 化 に関

村」と、「第二項第二号」とあるのは「市町村に」と読み替え同条第九項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えい。と、「当該都道府県の区域内の市町村」と、同条第八項及び第九項中で表第五項、第八項及び第九項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、同条第七項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、同条第二項第二号」と、村」と、「第二項第二号」とあるのは「市町条第五項、第八項及び第九項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、「第二項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、 3)」と、同条第四項及び第六項中「都道府県」とあるのは「市町るのは「当該市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「当該都道府県」とあ 計画について準用する。この 前条第三項から第十項までの 場合におい 規定 たは、市 て 町 同 村 賃貸 条第三項中 住 宅供 給促 前 項進

第七条 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例) 交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土域内において、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優 第三項において単に「認定事業者」という。)は、次に掲げる区

て、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができにあっては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受け優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内

村賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮一前条第三項において準用する第五条第六項の規定により市町項を記載した都道府県の区域解支配慮者に対する賃貸に関する事特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事第五条第六項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に

第九条 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定める 第九条 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定める ところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事 に提出しなければならない。 「任宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のが で定める	受けることができる。 (住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。)を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を事業」という。)を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。)を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。)を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録)	第一節 登録	第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 (律第百十二号)第七条第二項の規定」とする。	は は で定める期 一は が でにおいて の規定 が の規定
(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)		

る場合にあっては、その範囲 入居を受け入れることとする住宅確 保要配慮者の範囲を定め

婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を者等(配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶 という。)にあっては、その旨(第十八条第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」 含む。)で国土交通省令で定める者をいう。)に限る賃貸住宅 入居者の資格を、 自ら居住するため賃貸住宅 を必 要とする住

に関する事項 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件

2 いことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付前項の申請書には、第十一条第一項各号のいずれにも該当しな九。その他国土交通省令で定める事項 しなければならない。

(登録の 基準等)

否する場合を除き、その登録をしなければならない。 適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒十条。都道府県知事は、第八条の登録の申請が次に掲げる基準に 都道府県知事は、

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面 積が

国土

土交通省令で定める基準に適合するものであること。 確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅交通省令で定める規模以上であること。

こと。 いものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであるては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しな一 前条第一項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあっ

あること。 .、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるもので住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件

村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にあるの他基本方針(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町

2 第八条の登録は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(宅供給促進計画)に照らして適切なものであること。除く。)内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住 進計画が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促 る場合にあっては基本方針及び 市町村賃貸住宅供給促進計画、

とする。 以下「登録簿」という。) に次に掲げる事項を記載してするもの

登録年月日及び登録番号前条第一項各号に掲げる事項

4 3 都道府県知事は、 第八条の 登録をしたときは、 遅滞 なく そ 0)

5 請者に通知しなければならない。ないと認めるときは、遅滞なく、超消の景場をは、第八条の登録 ないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を 都道府県知事は、第八条の登録の申請が第一項の基準に適合 旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。 賃貸住宅(以下「登録住宅」という。 旨を、 (以下「登録事業」という。 都道府県知事は、 当該登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 第八条の登録をしたときは、 いう。)の存する市町村の長に通に係る住宅確保要配慮者円滑入居 遅滞なく、 その旨を申 、その

知しなければならない。

り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があの各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若十一条。都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次 | 成年被後見人又は被保佐人 | 拒否しなければならない。 | り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 - 一条 都道府県知事は、(登録の拒否)

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 0)

第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消さくなった日から起算して二年を経過しない者 取消しの 日から起算し て二年を経過しない者

れ

第十二条 登録事業を行う者(以 4 3 2 2 遅滞なく、 登録をしなければならない。を除き、当該変更があった。 係るものに限る。)を受けたときは、当該届出に係る登録事項が一都道府県知事は、第一項の規定による届出(登録事項の変更に書類を添付しなければならない。 前項の規定による届出をする場合には、道府県知事に届け出なければならない。項に変更があったときは、その日から三 十三条 都道府県 (登録簿の閲覧) 遅滞なく、その旨を、当該登録 第十条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認める場合又は第係るものに限る。)を受けたときは、当該届出に係る登録事項が 変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事 第九条第一 長に通知しなければならない。 二十四条第一 暴力団員等がその事業活動を支配する者ずれかに該当する者があるもの | 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でそ人号において「暴力団員等」という。) 規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に 都道府県知事は、 役員を含む。 の法定代理人(法定代理人が法人である場合におい 法人であって、 暴力団員による不当な行為の 当該変更があった登録事項を登録簿に記載して、変更の祭第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消す場合 都道府県知事 項各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。 その旨を当該登録の申 が前各号のいずれかに該当するもの その役員のうちに第一号から第五号までのい 前項の規定により登録の 前項の規定により変更の登録をしたときは、 は その日から三十日以内に、 登 録 簿 に係る登 下 防 - 請をした者に通知しなけ を 「 登 止 般 録 等に関する法律 0 録 事 閲 住宅の 玉 業者」という。 覧 土交通省令で定める 拒否をしたときは、 に供 存する市町 しなけ ては、 その旨を都 (平成三年 いればな れば その 村 は、 な 0

第三節 登録住宅に係る特例	ことを理由として、入居を拒んではならない。 二十条第二項において同じ。)に対し、住宅確保要配慮者であるにめた場合にあっては、その範囲に属する者。以下この条及び第一、当該登録住宅について第九条第一項第六号に掲げる範囲を第十七条 登録事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配(入居の拒否の制限)	し 事 公	第二節 業務 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 に通知しなければならない。 お道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅	たとき。 「たとき。 「たとき。 「たとき。 「お二十四条第一項又は第二項の規定により登録が取り消される。」 「前条第二項の規定により登録が効力を失ったとき。」 「第八条の登録を抹消しなければならない。」 (登録の抹消)	失う。 大う。 大う。 大う。 大う。 大う。	第十四条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、その日から (廃止の届出)
(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)		(新 設)

第二十条(機構の 第十 2 2 第十八条 条第一項に規定 の家賃の支払に系る責务(以下「るいでなった」で当該賃借人家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人を賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の の業務) 前項の「家賃債務保証保険契約」とは、機構が事業に家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができる。 ることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に条第一項に規定する業務のほか、登録住宅の改良(登録住宅とす という。 法律第百十二号)第十八条第一項に規定する業務」とする。配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び住宅確保要 業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び住宅確保要地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する とができる。 あるものに限る。 四号) 第二十 けることができる。 供したことのある建築物の改良を含む。 - 九機構 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、実施に関する事項を記載した市町村の区域町村賃貸住宅供給促進計画に公社による同項に規定する事業の (委託により公社の行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備等 家賃の支払に係る債務 都道府県の区域
公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を記載した
第五条第四項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に 第六条第三項において準用 委託により、 0 0 機構は、 独立行政法人住宅金融支援機構(次条に行う登録住宅の改良資金の融資) 行う家賃債務保証保険契約に係る保険) 公社 は、 は、 より、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(登録住宅で一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内にお 次条第一項において「機構法」という。)第十三独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法 機構法第十三条第一項に規定する業務 地 の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うこ 方住宅供 -第 二 (以 下 給公社法 する第五 「家賃債務」という (昭 条第)に必要な資金を貸し付 機構が事業年 和 項に規定する事業の 兀 兀 項 十年法 おい の規定 7 律 を保 のほ 第 により市 「機構」 省二十 か す (新設 (新設

7 6 5 4 3 めなければなうない。
き登録住宅入居者に代わって弁済をし 国土交通省令で定める割合を乗じて得た額とする。部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額に、同項の息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る た家賃債務の 賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わって弁済をした家賃債務 割合を乗じて得た金額を保険金額とする。額に百分の七十を超えない範囲内において国土交通省令で定める 定の金額に達するまで、 範囲内において国土交通省令で定める期間を経過した後は たときは、 録住宅入居者の家賃債務のほか利息又は費用についても弁済をし でに当該登録住宅入居者に対する求償権(弁済をした日以後の利 金額を保険価額とし、 家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をし 家賃債務保証保険契約」という。 証業者との間に保険関係が成立する旨を定めるものをいう。 者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額の総額が 証をしたことを機構に通知することにより、 債務(利息に係るものを除く。 る住宅確保要配慮者(以下「登録住宅入居者」という。 と締結する契約であって、 ってする家賃債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、 で定める要件に該当する者をいう。 実に実施することができると認められるものとし ることを業として行う者であって、 額から当該家賃債務保証業者が保険金の支払の請求をする時ま 家賃債務保証業者は、 機構が前項の保険関係に基づいて支払うべき保 前項に規定する家賃債務保証保険契約(第十項におい 家賃債務保証業者は、 前項の求償権を行使して取得した額は、 支払の請求をすることが 当該求償権を行使して取得した総額に、その 額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。 家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わ その保証につき、 第三項 保険事故の発生の日から一年を超えない (く。以下この条において同じ。)の保・「登録住宅入居者」という。)の家賃家賃債務保証業者が登録住宅に入居する できない。 0 保険関係が成立した保 以下この条において同じ。 に係る保険関係においては 家賃債 た場合には 家賃債 機構と当該家賃債 務の保証を適 当該家賃債務保証 務保 て国 険 その求償に努 金 出交通省令 証 0) 業者が 証 弁済をし 額 て単に 保険価 に基づ は、 保険 務保 登 業

8 9 を準用する。
前項の求償権を行使して取得した額については、 残額に対する割合を乗じて得た額を機構に納付しなければならな の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額に、当を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他 住宅入居者に代わって家賃債務の弁済をした日以後保険金の支払した後登録住宅入居者に対する求償権(家賃債務保証業者が登録 V 該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第四項に規定する 損害の賠償に係る部分を除く。 保険金の支払を受けた家賃債務保証業者 は、 その支払の請 第五 項の規 求を 定

(保護の 実 施機関による被保護入居者の状 況 の把 1握等)

又は将来にわたって当該保険契約を解除することができる。

10

機構は、

家賃債務保証業者が家賃債務保証

、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ第三項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは(債務保証業者が家賃債務保証保険契約の条項に違

反したときは、

部を支払わず、

第一 同じ。 第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。 労働省令で定めるところにより、 働省令で定める要件に該当する者に限る。住支援協議会の構成員であることその他の 居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令 被保護者 て同じ。 | 厚生労働省令で定める事情があるときは、 項に規定する被保護者をいう。)である登録住宅入居者をい 登録住宅入居者となろうとする者を含む。 条 に通知することができる。 (生活保護法 が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の当宅入居者となろうとする者を含む。以下この条におい 登録事業者 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第六条 (第五十一 の実施機関をいう。次項においてその旨を保護の実施機関(同法 条第一 他の国土交通省令・厚生労 項の住宅確保要配慮者居 は 国土交通省令・厚生 被保護入居者

2

該通知に係る被保護入居者に対し生活保護法第三十七条の二の規保護の実施機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当

定による措置その他の同法による保護の目的を達するために必要

するため、

速やかに、

知に係る事実につ

11

当該被保護入居者の状況の把握その他当該通な措置を講ずる必要があるかどうかを判断す

'確認するため

Ó

措置を講

ずるも

0)

とする

(新 設)	第五節 指定登録機関
	、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなけれる。都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは二、前条の規定による指示に違反したとき。
	写しきひき录と文
(新設)	- 第十一条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当す高当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに(登録の取消し)
	な措置をとるべきことを指示することができる。 違反したときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要
	業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指文を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業が第十条第一項各号に掲げる基準に
(新設)	とを指示することができる。ときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきこ第二十三条「都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なる(指示)
(新設)	の状況について報告を求めることができる。第二十二条「都道府県知事は、登録事業者に対し、登録住宅の管理(報告の徴収)
(新 設)	第四節 監督

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事 していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 にを受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合定を受けた者があるもの。 本	2 指定登録機関の指定(以下この節において単に「指定」という。)は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。。)は、登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大格条項」 「大路ののは、「第二十五条第二項の指定を受けた者」とする。「大路のできない。」とあるのは、「第二十五条第二項の指定を受けた者」とする。「大路の大きない。」とができない。「第二十五条第一項又は第二項の指定を受けた者」とする。「大路の大路の大路である。」とができない。「第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者」とする。「大路の大路の大路である」とする。「大路の大路の大路である」とする。「大路の大路の大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路の大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」」」「大路では、「路では、」」」「大路では、「大路では、」」」」「大路では、「大路では、」」」「大路では、「大路では、」」」、「大路では、「大路では、「大路では、「大路では、」は、「大路では、」」」、「大路では、「大路では、」」、「大路では、「大路では、「大路では、」」、「大路では、「大路では、」は、「大路では、」」、「大路では、」」」、「大路では、「大路では、」」、「大路では、「大路では、」」、「大路では、」」、「大路では、「大路では、」」」、「大路では、」」」、「大路では、「大路では、」は、「大路では、」は、「大路では、「大路では、「大路では、」は、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」は、「ないば、」」、「ないば、」」、「ないば、」は、「ないば、」」、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、」は、「ないば、」は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	にとができる。 を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせる 録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(前節の規定による事務 関」という。)に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登 第二十五条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機 (指定登録機関の指定等)
(新 設)	新 設)	(新 設)

(新設)	務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければ第三十条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事(登録事務規程)
(新 設)	(秘密保持義務等) (秘密保持義務等) (秘密保持義務等)
	「「「「「「「「」」」」。
	週
(新 設)	ならない。 一句事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければ行う事務所の所在地並びに登録書務の開始の日を公示しなければ名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を第二十八条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の(指定の公示等)
	ことができるものであること。
	を行っている場合には、その業務を行基礎を有するものであること。施に関する計画を適確に実施するに足が、登録事務の適確な実施のために適

い。 「登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならな第三十四条」指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ(登録事務の休廃止)	と解釈してはならない。 と解釈してはならない。 と解釈してはならない。 、関係者に提示しなければならない。 、関係者に提示しなければならない。 させ、若しくは関係者に質問させることができる。 させ、若しくは関係者に質問させることができる。	事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録第三十三条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確(報告、検査等)	録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登第三十二条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確(監督命令)	(帳簿の備付け等) 「帳簿の備付け等) 「帳簿の備付け等)	録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。 の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その登 が道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務 は、国土交通省令で定める。 ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(新 設)		(新 設)	(新 設)	(新 設)	

第三十五条 都道府県知事は、指定登録機関が第二十六条各号(第(指定の取消し等) 2 第三十六条 3 は、その旨を公示しなければならない。

項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じ、

都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、

七 不正な手段により指定を受けたとき。 二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第三十六条 都道府県知事は、指定登録機関が第三十四条第一項の を取り消さなければならない。四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、 五. 部若しくは一部の停止を命ずることができる。 るときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当す ければならない。 とき。 あってはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をした、 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人に 。 第二十七条各号に掲げる基準に適合していない 五条の規定に違反したとき。第十一条、第十二条第三項芸 (都道府県知事による登録事務の実施) とき 録事務を行ったとき。 したとき。 停止を命じたとき 第三十条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した 第二十八条第二項、 第三十条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登 第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する第十条、 第十二条第三項若しくは第四 前 項の許可をしたときは 第三十一条又は前条第一 又は指定登録機関が天災その他 項 その旨を公示しな 第十三条又は第十 項 エを命じたとき り消し、又は前 と認めるとき 0 規定に違反 の事 由

(新設)

宅入居者に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入の居住の安定を図るため必要があると認めるとききその他登録住宅入居者(登録住宅入居者であっきが別ります)	事業者が皮室手売開台の援助)	な資金の確保又はその融通のあっせんに努めなければならない。第三十八条 国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要(資金の確保等)	第六節 雑則	定登録機関の収入とする。 (登録手数料) (登録手数料)	2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、 3	。 定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする場合において必要があると認めるときは、第二十五条第三項の規場合において必要があるとは一部を実施することが困難となったより登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった
	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)		

(新 新 新 新 新 新 設 設 設 設 設
--

支援法人の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し支援業務第四十九条。都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確(報告、検査等)	No. 1975	2 前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令で定めるもを備え付け、これを保存しなければならない。 ところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。 (帳簿の備付け等) (長簿の備付け等) (長りのを保存しなければならない。 (長りのを保存しなければならない。) (長りのを保存しなければないない。) (長りのを保存しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	係る経理とを区分して整理しなければならない。 務保証業務及びこれに附帯する業務に係る経理とその他の業務に第四十六条 支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、債(区分経理)	。 年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出しなければならない、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業、支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより	。 常四十五条 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるとこ 第四十五条 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるとこ
()	(新 設)	(新 設)	(新 設)		

第五 第五 2 2 2 するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「支援協議会間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議 その旨を公示しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定により指定を取 不正な手段により指定を受けたとき。 できる。類その他の物件を検査させ 住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民 五四 第四十一条第二項又は第四十五条から第四十七条までの規定するときは、その指定を取り消すことができる。 検査について準用する。 十条を という。 為をしたとき。 第三十三条第二項及び第三項 前項の協議を行うため に違反したとき。 第六章 支援法人又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行第四十条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。 0) 都道府県知事は、支援)取消し等) を組織することができる。 住宅確保要配慮者居住支援協議会 0 会議に 若しくは関係者に質問させることが 返法人が 支援業務に関し著しく不適当な行 0 おい 規定 て協 次 は の各号の 議 前 が 項 り消 業務規程によらな の規定による立入 調 0 V た事 したときは ず れかに該当 項 に つい

(新設

(新設

新設

- 24 -

(削る)	第五十六条 (略) 携) 関いては、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、	第五十五条(略)(情報の提供等)	第五十四条(略)(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進)	第五十三条(略)(公的賃貸住宅の供給の促進)	関する施策 第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に	ない。 (支援協議会及び地域住宅協議会の連携) (支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑会及び地域住宅協議会が組織されている場合には、当該支援協議により地域住宅協議会が組織されている場合には、当該支援協議を及び地域住宅協議会の連携)	項は、支援協議会が定める。 3 前二項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事ならない。
第六条第一項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。)需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成第九条 地方公共団体は、基本方針に即して、地域における多様な(地域住宅計画への記載)	第八条 (略) 携) 携) (住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連	第七条(略)(情報の提供等)	第六条(略)(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進)	第五条(略)(公的賃貸住宅の供給の促進)	(新設)	(新設)	

に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の第五十八条 第四章の規定により都道府県又は都道府県知事の権限(大都市等の特例) 第五十七条 (略) (地方公共団体への支援) (削る) (削る) 第八章 雑則 第十条 第十 第十二条 (略) (地方公共団体への支援) 3 2 (新設 (新設 語会及び地域住宅協議会は、 場合ない。 滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければな議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円定により地域住宅協議会が組織されている場合には、居住支援協方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規 するため、居住支援協議会を組織することができる。間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議 な事項は、 ればならない。 ては、 貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民 資する活動を行う者は、 その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に 業を行う者、 るよう努めなければならない。 配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載す る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項その他の住宅確保要 (居住支援協議会等) は、居住支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなけ前項の協議を行うための会議において協議が調った事項につい 前二項に定めるもののほか、 条 地方公共団体、 前条第 居住支援協議会が定める。 住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体 項の規定により居住支援協議会が組織された地 宅地建物取引業者、 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃 居住支援協議会の運営に関し必要 賃貸住宅を管理する事

帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記 司金に処する。第三十一条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず 一 不正の手段によって第八条の登録を受けた者 、又は虚偽の届出をした者 、又は虚偽の届出をした者 の登録を受けた者第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の(新年の本書)	した者 - した者 - 一 第三十五条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反 - 一 第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得 - 一 7 第二十五条第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得 - 1 第二十五条第二項の規定に違反して、その職務に関し知り得 - 1 第二十五条第二項の規定に必ずる。	第九章 罰則 (紅	置を含む。)を定めることができる。 断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措別では、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判第六十条。この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合にお(経過措置)	必要な事項は、国土交通省令で定める。第五十九条。この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため(国土交通省令への委任)	長に適用があるものとする。 長に適用があるものとする。 をは、おびには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(新設)	(新 設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	

	に対しても各本条の罰金刑を科する。
	をした場合こおいては、その行為者を罰するほか、その法人又はの他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為
(新設)	十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用
	- をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
(新設)	十三条 第二十二条の規定に
	全部を廃止した者
	八 第三十四条第一項の規定による許可を受けないで登録事務の
	対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
	七 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による質問に
	拒み、妨げ、又は忌避した者
	六 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による検査を
	せず、又は虚偽の報告をした者
	五 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による報告を
	四 第三十一条第二項又は第四十七条第二項の規定に違反した者
	載をし、又は帳簿を保存しなかった者

傍線	
0	
部	
分	
は	
改	
正	
部	
分	

勘定を設けて整理しなければならない。 第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ (区分経理)	(業務の範囲) (大力 (略) (本付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫を受けた者若しくは第四号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契治を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等」という。)を当該しくは生命共済の共済金(以下「保険金等」という。)を当該しくは生命共済の共済金(以下「保険金等」という。)を当該による貸付けに係る債務を弁済すること。 (本付けに係る債務の弁済に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第三十一号)第十九条の規定による貸付けに係る債務を弁済すること。 (本付うこと。 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	改正案	
勘定を設けて整理しなければならない。第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ(区分経理)	(業務の範囲) (表記の主意は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	現行	

第十三)及び同条第二項第一項第 第三号 項 第三号 Ď 業 の務 業務特 並びにこれらに附帯定貸付債権に係るも すの るを

第十三条第二 項 第 四 号 Ō 業務 及びこ れ に 附 帯 する

業

支援機構債券 +支援機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することがでため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融)及び第二項第一号から第四号までの業務に必要な費用に充てる十九条 機構は、第十三条第一項 (第四号及び第十一号を除く。(長期借入金及び住宅金融支援機構債券等)

る を算工、 1 を発行 1 を発行 1 を発行 2 を発行 3 を発行 2 を発行 3 を発行 4・5 (略) 3 を発行 4・5 (略) 4・5 (略) 5 を発行 4・5 (略) 6 を発行 4・5 (略) 6 とよびできる。 6 を算工、 6 とりできる。 6 を算工、 6 とりできる。 7 とりできる。 8 にの認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一 4・5 (略) 6 とりできる。 6 を算工、 6 とりできる。 7 とりできる。 6 とりできる。 7 とりできる。 8 とりできる。 7 とりできる。 7 とりできる。 8 とりできる。 7 とりできる。 7 とりできる。 8 とりでをものできる。 8 とりでをものできる。 8 とりできる。

6 一時のおりでは、一時のおりでは、一時のでは、</li

、貸付債権 0 信 託 0 受 益 権 0 譲 渡 等

<_ . 。) 及びこれに附帯する業務第十三条第一項第三号の業務 定貸付 債権に係るものを除

四三 第十三条第二項 第二号の業務及びこれ に附帯する業務

3 機構は、第十三条第二項第二号の業務に必要な費用に充てるたると、第十三条第二項第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号の記言を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一方。(略) 3 2 主構略

6 4

融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託する引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金の借入 ことが

(貸付債 権 0 信 託 0 受益 権 0 譲 渡

会は第二号の** 第十三条第一項 いて、次に掲げる行為をすることが)業務に必要な費用に充てるため、項第五号から第九号まで若しくは|機構は、主務大臣の認可を受けて、 できる。 その貸 付債権 に若又 しは

第二十八条(厚生労働 生労働大臣 との 協 議

臣則 に協議しなければならない。法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、 十八条 主務大臣は、第十三条第二項第四号の業務 業務 厚に 生労 関 į 働 大 通

附 則

七条 0

第二 務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げ第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第一号の業二十二条 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は る行為をすることができる。

<u>\</u>
=

一労働 大臣 上との協 議

第二十八条 臣則 |に協議しなければならない。||法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、||十八条||主務大臣は、第十三条第二項第二号の業務 二号の業務に関 厚生労 働

大 通

則

0 例 等)

2 第 1 ~ 5 条

三条」とあるのは「第十三条及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第七条第一項中「第二号」とあるのは「第二号が正による貸付けに係るものを含む。)及び」と、同条第四号中「定による貸付けに係るものを含む。)及び」と、同条第四号中「定による貸付けに係るものを含む。)と、第十七条第一項本文の規規定による貸付けに係るものを含む。)と、第十七条第一項本文の規規でよる業務」とあるのは「業務(附則第七条第一項第一号及び第二項で」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項から第四項ま 6 ・ デュンスは州則第七条第一項第一号若しくは第三号により」と、第二十二条中「第二項第一号」とあるのはとあるのは「という。)若しくは附則第七条第一項第三号く。)から第三項まで」と、第二十二 第十五 二条」とあるのは現十五条第一項、機構が第一項が カコ 「第十三条及び附則第七条第一第十八条第一項及び第三十五条ら第四項までに規定する業務を 一号若しくは第三号若しく 第七条第一項第三号の業務 条第 を行 う場合

5

15

しくは第二

とす

第二項第一号若しくは

附則第七

項

一号

号は